

事前調査表

令和5年5月26日時点

1. 土地利用規制に係る事項

No.	事項	関係法令	担当部局	チェック欄	
				対象□	対象外□
1	建築基準法上の道路等	建築基準法	建築指導課	対象□	対象外□
2	都市計画施設内の建築許可	都市計画法	都市政策課	対象□	対象外□
3	災害危険区域内の建築等	佐世保市災害危険区域内の指定等に関する条例	建築指導課	対象□	対象外□
4	急傾斜地崩壊危険区域内の建築等	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	県北 建設管理課	対象□	対象外□
5	地すべり地区内の建築等	地すべり等防止法	県北 建設管理課 県北 森林土木課 県北 土地改良課	対象□	対象外□
6	砂防地区指定区域内の建築等	砂防法	県北 建設管理課	対象□	対象外□
7	土砂災害特別警戒区域内の建築等	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	県北 建設管理課	対象□	対象外□
8	港湾・臨港地区内の建築等	港湾法	みなと振興・管理課	対象□	対象外□
9	自然公園区域内の建築等	自然公園法	県北 総務課	対象□	対象外□
10	風致地区内の建築等	風致地区内における建築等の基準を定める法令	まち整備課	対象□	対象外□
11	農地転用許可	農地法	農業委員会	対象□	対象外□
12	農業振興地域内の建築等	農業振興地域の整備に関する法律	農政課	対象□	対象外□
13	森林法に規定する保安林等	森林法	県北 森林土木課	対象□	対象外□
14	埋蔵文化財の保護	文化財保護法	文化財課	対象□	対象外□
15	佐世保市景観計画区域内の開発行為等	景観法 佐世保市景観条例	まち整備課	対象□	対象外□
16	高圧線下の建築	電気事業法	九州電力佐世保支店	対象□	対象外□
17	風俗営業等の規制建築物	風営法	警察協議	対象□	対象外□

2. その他注意すべき事項

No.	事項	関係法令	担当部局	チェック欄
1	国道35号線、205線の道路境界線より30m以内の建築		国土交通省 佐世保国道維持出張所	確認済み□
2	県道等及び2級河川に接する敷地への建築・改造注水占用等	道路法等	県北 建設管理課	確認済み□
3	佐世保市道に接する敷地への建築等	道路法等	土木管理課	確認済み□
4	佐世保市道水路里道の改造注水占用		土木管理課	確認済み□

本調査表は土地利用を検討される際の参考としてお役立てください。(佐世保市 建築指導課 開発審査係)

※ 土地利用をするにあたり、都市計画法、旧宅地造成等規制法の他にもそれぞれの法律で規制があります。

【旧宅地造成等規制法という表現について】

令和5年5月26日に宅地造成等規制法は宅地造成及び特定盛土等規制法に改正されておりますが、法で定める新たな規制区域を公示するまでの間は経過措置期間となりますので、旧宅地造成等規制法と表現しております。

※ 他法令による規制については、申請者において事前に十分調査及び担当課と協議してください。調査・協議済みの場合はチェック欄に対象の有無のチェックをお願いします。

※ この他、給水、排水先の確保及び申請内容によっては、下記に列記した法令以外の規制がある場合があります。